

○伊勢広域環境組合一般廃棄物処分手数料に関する条例

平成 13 年 4 月 1 日

組合条例第 7 号

改正 平成 13 年 5 月 17 日

平成 17 年 3 月 4 日

平成 19 年 2 月 26 日

平成 24 年 5 月 15 日

平成 25 年 6 月 3 日

平成 26 年 1 月 17 日

平成 28 年 9 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物を除く。以下同じ。）の処分に関する手数料について必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第 2 条 地方自治法第 227 条の規定により、一般廃棄物の処分について別表に定める手数料（以下「手数料」という。）を徴収する。

(手数料の減免)

第 3 条 管理者は、特別な理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(手数料の滞納者に対する措置)

第 4 条 管理者は、手数料を納期限までに納付しない者に対し、伊勢広域環境組合清掃工場への一般廃棄物の搬入を停止させることができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 4 日組合条例第 3 号）

(施行期日)

この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 26 日組合条例第 1 号）

(施行期日)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 15 日組合条例第 3 号）

(施行期日)

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 3 日組合条例第 6 号）

この条例は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 17 日組合条例第 1 号）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊勢広域環境組合一般廃棄物処分手数料に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後のごみの搬入から適用し、同日前の搬入については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 9 月 12 日組合条例第 10 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

単 位	手 数 料
搬入 1 回につき	対象品目は可燃ごみ、粗大ごみ、缶・金属類、ガラス・くずびん類、陶磁器類、資源びん、蛍光管及び乾電池とし、10 kgにつき 130 円とする。

- 備考 1 手数料には、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく地方消費税に相当する額を含む。
- 2 手数料の基となる重量は、清掃工場の計量秤による重量とする。（この秤は、最大秤量 30 t、最小目盛 10 kg である。）
- 4 複数品目を混載して搬入の場合は、各品目毎ではなく、主な品目名で一括計量するものとする。